

鶴 崎 泊 地 自 主 基 準

鶴崎泊地利用者協議会

(目的)

1. この基準は、船舶の航行が過密となっている鶴崎泊地及び付近海域における船舶交通の安全確保及び事故防止を図ることを目的に、鶴崎泊地利用者協議会関係企業等が、自主的に遵守すべき事項を定めたものである。

(対象とする船舶)

2. この基準は、鶴崎泊地内にある鶴崎泊地利用者協議会関連企業に入出港する船舶を対象とする。

(遵守事項)

3. この基準の目的を達成するため、鶴崎泊地利用者協議会会員（以下会員という）等は、以下に定める事項を遵守する。

(1)入出港船舶は、鶴崎泊地入口では出港船を優先させること。

(2)入出港船舶は、鶴崎泊地内では追い越し、並走航行をしないこと。

(3)入港船は、バース着棧時刻に合わせて防波堤灯台通過とすること。

(4)入港船は、鶴崎泊地港内から視認しやすい入港進路をとること。

(5)本基準の効果的な運用を図るため、船長は航行中については常時VHF16chを聴守すること。出港時についてはVHFその他の通信手段を活用し常時連絡が取れる体制を整えること。

(6)入出港船舶は、鶴崎泊地内で錨泊する場合は、必ず船舶代理店へ通知すること。
なお、船舶代理店は関係事務所内に錨泊船情報を表示すること。

(7)錨泊船が離着棧作業に支障があると作業担当者が判断した場合は、各船舶代理店に通知し、移動を依頼すること。

(8)会員は、入出港船舶に対して海上交通ルール等遵守事項を継続的に教育すること。

(9)会員は、鶴崎泊地に入港する大型船等(5000重量トン以上の船舶、長尺貨物の荷役及び曳船の支援を受けて離着棧する船舶)の相互通報を行うこと。

(10)会員は、鶴崎泊地に入港し夜間着棧する船舶の相互通報を行うこと。

(11)会員は、事前に相互通報の連絡網を設定して置き、相互通報の情報を速やかに関係船舶船長に提供すること。

なお、事務局では会員連絡一覧表を作成(更新)し会員へ周知すること。

(附則)

平成20年9月19日施行。

平成21年6月18日改定。

平成23年4月26日改定。

平成24年10月1日改定。

鶴崎泊地利用者協議会関係者名簿

〈ターミナル・事業所〉

JX日鉱日石エネルギー(株)大分製油所

昭和電工(株)大分コンビナート

NSスチレンモノマー(株)大分製造所

住友化学(株)大分工場

王子マテリア(株)大分工場

日鉄住金高炉セメント(株) (大分セメントS・S)

(株)トクヤマ (大分S・S)

〈船舶代理店、船会社、その他〉

新水マリン(株)大分営業所

鶴見サンマリン(株)大分駐在

鶴崎海陸運輸(株)港湾部

鶴崎海陸運輸(株)昭電事業部

東海運(株)大分営業所

グリーン SHIPPING(株)大分支店

西部タンカー(株)大分出張所

トキワ運輸(株)

大分海陸運送(株)鶴崎事業部

(株)東洋通信信号社 (大分ポータルラジオ)

〈バンカー会社〉

(大分海上部会)

鶴崎海陸運輸(株)石油販売部

昭栄石油(株)大分営業所

岸砒油(株)大分出張所

〈関係官庁他〉

大分海上保安部

大分県大分土木事務所大分港振興室

大分港振興協議会

〈事務局〉

鶴崎泊地利用者協議会事務局 (大分港振興協議会事務局内)